弁済に加える額欄記載の額から弁済額欄記載の額を差し引いた額である免除額欄記載の債権を放棄していただく。

また、各債権の利息・遅延損害金債権の全額を放棄していただく。

⑵　弁済の方法

債権者集会において協定の可決後、裁判所の協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済額欄記載の全額を支払う。

３　個別条項

⑴　権利の変更

別紙債権弁済計画表記載の債権のうち、弁済に加える債権について、認可決定が確定したときに免除額欄記載のとおり免除を受ける。

また、各債権の利息・遅延損害金債権の全額の免除を受ける。

⑵　弁済の方法

弁済額欄記載の金額（免除後の金額）を協定の認可決定が確定した日から２週間以内に支払う。

⑶　弁済からの除斥

債権者である田中正文、同株式会社九州フラワーサービスについては、申立人の関係者ということができるので、弁済から除斥する。それら債権者は、清算株式会社の清算手続きにおいて弁済を受けないことについて同意している。

（別紙省略）

熊本地方裁判所民事第１部

監督命令

平成３０年（再）第２号

北海道函館市中道１丁目23番７号

再生債務者　株式会社Ｃ＆Ｃ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　札幌市中央区北２条西13丁目１番地１　Ｋ２ビル６階　吉川武法律事務所　弁護士　吉川　　武

平成30年３月９日

札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号

富山市明輪町１番242―908号　アパガーデンハイツ富山駅前

再生債務者　島倉　誠司

１　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年４月４日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成30年４月25日から平成30年５月２日まで

富山地方裁判所民事部

平成３０年（再）第１号

京都市伏見区向島橋詰町787番地ノ１

再生債務者　向島酒造株式会社

１　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年４月12日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成30年５月10日から平成30年５月21日まで

京都地方裁判所第５民事部

平成２９年（再）第２号

神戸市西区美賀多台６丁目３番地の２　１―106号

再生債務者　髙淵　洋成

１　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年４月19日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成30年５月24日から平成30年５月31日まで

神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２９年（再）第５号

愛知県名古屋市名東区勢子坊１丁目213番地の２

再生債務者　古畑　秀一

１　決議に付する計画案　平成30年２月19日付け再生債務者提出の再生計画案

２　書面投票期間　平成30年４月12日まで

３　議決権不統一行使の通知期限　平成30年４月５日

平成30年３月８日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第７号

さいたま市岩槻区大字金重136番地105

再生債務者　北原　正彦

１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年３月30日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月13日から平成30年４月20日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第５１号

愛知県春日井市宮町１丁目10番地24

再生債務者　石塚　寿使

１　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年３月30日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月６日から平成30年４月13日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３９号

愛知県一宮市島村字六反田74番地４

再生債務者　ヘアーメイクＴ’ｓＷｉｓｈこと石河　豊洋

１　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年３月30日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月６日から平成30年４月13日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（再イ）第４０号

愛知県一宮市島村字六反田74番地４

再生債務者　石河　里美

１　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年３月30日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月６日から平成30年４月13日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（再イ）第９号

愛知県碧南市緑町１丁目50番地　ＶＩＥＲＡ105号室（前住所）愛知県碧南市二本木町５丁目31番地１　レイクハヤⅡ102号室

再生債務者　四丸　俊秀

１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年３月30日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月６日から平成30年４月13日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成３０年（再イ）第２８号

北海道江別市ゆめみ野東町31番地の６

再生債務者　中川　大輔

１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年４月２日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月16日から平成30年４月23日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第４４号

札幌市白石区北郷２条12丁目11番14―102号

再生債務者　葛西　秀一

１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年４月２日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月16日から平成30年４月23日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第４７号

札幌市厚別区厚別北４条５丁目３番５号

再生債務者　川端　宏治

１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年４月２日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月16日から平成30年４月23日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第５６号

札幌市北区北22条西８丁目１番12号

再生債務者　菊池　哲也

１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年４月２日まで

４　一般異議申述期間　平成30年４月16日から平成30年４月23日まで

札幌地方裁判所民事第４部